

▶ 第 2 回 MIKOTAMA 判例勉強会

量産実用品のデザインはどこまで著作権で保護されるか

～TRIPP TRAPP 事件最高裁判決を踏まえて～

日　時	2026 年 11 月 10 日（火）　15:00～
発表者	三村小松法律事務所　弁護士　森 義之、宮澤 真志
会　場	三村小松法律事務所（東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治生命館 6 階）／Zoom
参加費	無料
対象者	法務・知財ご担当者、弁護士、修習生、司法試験受験生、学生
定　員	会場参加 25 名（定員を超えた場合は抽選）、オンライン 150 名

量産実用品のデザインについて、著作権法上の保護がどこまで及ぶかは、意匠法との役割分担も絡み、これまで多くの裁判例で議論されてきました。

2026 年 4 月 24 日、TRIPP TRAPP 事件（幼児用椅子の著作権侵害訴訟）の上告審において最高裁は、量産実用品の全体又は部分における形状等が「観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができる」場合に著作物性が認められるとの判断枠組みを示した一方、TRIPP TRAPP 自体については著作物性を否定しました。

第 2 回 MIKOTAMA 判例勉強会では、この判断枠組みの内容を確認するとともに、従来の裁判例との異同を踏まえながら、量産実用品のデザインがどのような場合に著作物として保護されるのかを検討します。特に、最高裁が従来の裁判例で用いられてきた「美術鑑賞の対象となる美的特性」という表現を用いなかった点にも着目し、今回の判決が今後の実務にどのような影響を与え得るのかを考えます。

発表者は、これまでに著作権に関する紛争や裁判を取り扱ってきた宮澤真志弁護士と、裁判官として数多くの知的財産権に関する裁判を取り扱ってきた森義之弁護士です。

お申込み・詳細はこちら

右の QR コードを読み取るか、下記 URL よりアクセスしてください。

https://mktlaw.jp/news/post-6625/